令和９～１０年度　富谷市ふるさと納税支援業務（単価契約）
公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は、富谷市ふるさと納税支援業務に係る公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

１ 目的

市のふるさと納税に係る寄附申込の受付、寄附者情報の管理、返礼品の発注・配送管理及び書類の発送等を民間事業者に委託することにより、事務の効率化や寄附者の利便性向上を図るとともに、ふるさと納税制度の活用により、市の取組を応援していただける寄附者を広く募り、市や地場産品の PR を通じ、地域の活性化に寄与することを目的とする。

２ 業務概要

（１） 業務名

令和９～１０年度　富谷市ふるさと納税支援業務（単価契約）

（２）業務内容

別紙「令和９～１０年度　富谷市ふるさと納税支援業務（単価契約）公募型プロポーザル仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

（３）履行期間

契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日まで

ただし、契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までは業務開始に向けた準備期間とし、準備期間に関して委託料は発生しないものとする。

（４）寄附受付開始日 令和 9 年 4 月 1 日

※令和 9 年 4 月 1 日から寄附受付が開始できるよう、契約締結後速やかに必要な準備を始めること。

（５）委託料上限額

寄附金額の 5%（消費税及び地方消費税を除く。）

※寄附金額には「さとふる」及び「Yahoo!ふるさと納税（Yahoo!JAPAN 直営店を指す。）」経由、ふるさと納税ポータルサイト以外経由（窓口、電話、メール、ＦＡＸ）の寄附は含めない。

※当該委託料には、返礼品の調達費用及び発送費用、寄附金受領証明書等の発送に係る費用、ワンストップ特例申請に伴う費用、ポータルサイト手数料、各種システム利用料、クレジットカード等の決済手数料は含めない。

※本号において、さとふる等を除いた寄附金額を「委託料算定対象寄附額」という。

（６）経費率の上限

仕様書６（１）に定める期間ごとの経費率の上限（令和 9 年 4 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで 47.5%以下、令和 9 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで 45.0%以下、令和 10 年 10 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで 42.5%以下）及び返礼品代金の上限（寄附金額の 30%以下）を満たすこと。経費率の算定は、消費税及び地方消費税を含む金額により行うものとする。

3 担当部署 富谷市企画部財政課

〒981-3392 宮城県富谷市富谷坂松田 30 番地電話
022－358－3212　FAX 022－358－2291

メールアドレス hurusato@tomiya-city.miyagi.jp

4 選択方式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

なお、要件の確認基準日は、本業務の募集開始日とし契約締結までの期間に要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結は行わないものとする。

（1）地域特性を生かした業務運営能力

本応募の趣旨を十分に踏まえ、富谷市の地域特性を生かしたふるさと納税業務を運営できるものであること。

（2）過去 3 年以内の同様業務実績

過去 3 年以内（令和 5 年 11 月 18 日以降）に本件と同種の業務を実施した実績があり、契約書等で確認できること。現在実施中の業務も含む。

（3）地方自治法施行令第 167 条の 4 への非該当性

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する競争入札参加資格を有しない者（例：破産者、暴力団員、公金の横領者等）に該当しないこと。

（4）民事再生法・会社更生法に基づく手続

民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。

（5）納税状況

国税（法人税及び消費税）、都道府県税（法人都道府県民税及び地方消費税）、市町村税（法人市町村民税、固定資産税及び都市計画税）の滞納がないこと。

（6）指名停止措置

国又は地方公共団体より指名停止を受けていないこと。

（7）暴力団排除

富谷市暴力団排除条例（平成２５年条例第１３号）第２条に規定する暴力団,暴力団員、暴力団員等に該当しない者であること。

6 参加申込

（1）参加申込

ア 提出期限：令和 8 年 12 月 7 日（月）午後 5 時 15 分（必着）

イ 提出書類：参加表明書（様式第１号）、会社概要書（様式第４号）、業務実績書（様式第５号）、納税証明書（発行後３か月以内のもの。写し可）。 申請者の所在地及び名称を記載し、１１０円切手を貼付した返信用封筒１枚

（２）企画提案書等の提出

ア 提出期限：令和８年 12 月 21 日（月）午後５時 15 分（必着）

イ 提出書類：企画提案書等届出書（様式第２号）、業務を行う者の資格・経歴及び実績書（様式第３号）、企画提案書（任意様式、Ａ４判）、見積書（任意様式）、積算内訳書（様式第６号）、環境への配慮が分かる資料（二次審査において評価する）。

ウ 企画提案書には、次の事項を必ず含めること。

①業務実施体制、再委託の予定
②寄附目標額、達成に向けた年度別ロードマップ及び月次の成果管理方法
③共通返礼品の開拓、既存返礼品の改善及び特定事業者・返礼品への依存度を低減する方策
④ポータルサイト別の課題分析、検索対策、画像・掲載情報及び広告の費用対効果を含む改善計画
⑤返礼品調達費、配送費、ポータルサイト利用料、決済手数料等を含む経費構造の改善策
⑥寄附者対応、ワンストップ特例申請及び年末繁忙期の体制
⑦市及び返礼品提供事業者の事務負担の軽減策
⑧引継ぎ、データ移行及び情報セキュリティ対策

（注）①から⑧までの事項は、一次審査及び二次審査の審査項目のうち、関連する項目において評価する。対応は、おおむね次のとおりとする。①は業務実施体制、②はふるさと納税業務を軸とした総合的視点・実施方針、③は返礼品の開拓、開発、管理、④は返礼品等の画像作成、寄附ページデザイン、情報収集、⑤は総合的視点・実施方針（二次審査では見積金額を含む。）、⑥は業務実施体制、⑦は業務実施体制及び総合的視点・実施方針、⑧は業務実施体制とする。

（３）提出部数及び方法

提出部数は、参加申込書類及び企画提案書等のそれぞれ正本１部、副本７部とする。持参又は書留郵便によるものとし、持参は平日の午前８時 30 分から午後５時 15 分までとする。郵送の場合は各期限までに必着とし、発送後に担当部署へ電話連絡すること。

（４）提出先

〒981-3392　宮城県富谷市富谷坂松田 30 番地　富谷市企画部財政課ふるさと納税担当
TEL：022-358-3212　FAX：022-358-2291　e-mail：hurusato@tomiya-city.miyagi.jp

７ 実施スケジュール

期 日 等	項 目
令和８年 11 月 18 日（水）	公告（公募開始）及び質問受付開始
令和８年 11 月 26 日（木） 正午まで	質問受付終了
令和８年 11 月 30 日（月）	質問回答（最終更新）
令和８年 12 月７日（月） 午後５時 15 分まで	参加表明書提出期限（郵送又は持参）
令和８年 12 月 11 日（金）	業者登録証発送（不適格の場合のみ、事前に電話連絡します。）

令和 8 年 12 月 21 日（月） 午後 5 時 15 分必着	企画提案書提出期限（郵送又は持参）
令和 8 年 12 月 25 日（金）	一次審査結果通知（応募者が 6 者以上の場合）及び二次審査案内（郵送等による）
令和 9 年 1 月 12 日（火）	二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）
令和 9 年 1 月 15 日（金）	二次審査結果通知郵（郵送及びホームページ掲載）
令和 9 年 1 月下旬	契約締結

※スケジュールは予定であるため、変更する場合がある。

8 質問及び回答

本要領の内容等に関する質問の受付を行う。

（1）質問受付期間

令和 8 年 11 月 26 日（木）正午まで

（2）質問方法

様式「質問書」を使用して、電子メールで質問すること。

※電子メール以外での質問は受け付けない。

※電子メールには、会社名、担当者氏名及び連絡先を明記すること。

（3）質問先

前記３の担当部署

※送信後、必ず電話による着信確認を行うこと。

（4）回答方法

令和 8 年 11 月 30 日（金）17 時 15 分までに、本市ウェブサイトに全ての質問に対する回答を公開する。

※参加者毎への回答は行わない。

※会社名、担当者氏名及び連絡先等は公開しない。

※回答は、本実施要領及び仕様書の追加事項又は修正事項とみなす。

9 評価方法等

（1）評価基準

「１２ 一次審査及び二次審査の概要」のとおり

（2）評価方法

一次審査：企画提案書について、評価基準に基づいて評価する。価格提案書については、２（５）の見積上限を満たしているかを確認する。

二次審査：企画提案書、価格提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間及び場所については、別途通知する。

（3）候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を、優先交渉権者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の業務委託料の金額（料率）が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額（料率）も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、以下の基準を満たさない場合は、候補者として選定しない。

【一次審査】総合点が 60 点未満の場合（100 点×60%）

【二次審査】総合点が 126 点未満の場合（210 点×60%）

１０ 選定

優先交渉権者選定後、二次審査参加者に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目を富谷市ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

審査結果は、事業予定者の名称のみ

１１ その他の留意事項

（１）企画提案書及び価格提案書の提出

１者につき１提案に限る。

（２）参加に要する費用

提出書類の作成、プレゼンテーション等に要する費用は、参加者の負担とする。

（３）プレゼンテーションの実施方法

プレゼンテーションは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。 ただし、審査結果として公表する事項は、１０に定めるとおり事業予定者の名称のみとする。

（４）提出書類の差し替え等

提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。

（５）参加辞退届

参加申請後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届（任意様式）を必ず提出すること。

（６）審査結果に対する異議申し立て

審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

１２ 一次審査及び二次審査の概要

一次審査

（１）選定方法

応募者が６者以上あった場合、本業務に関する公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出書類をもとに書類審査し、上位５者以内を選定する。

なお、応募者が６者未満の場合は、一次審査を実施せず、全応募者を二次審査の対象とする。

（２）審査基準

審査項目・配点

審査項目	審査基準の概要	配 点
業務実施体制（４０点）	会社概要・会社方針	１０点
	会社の事業実績	１０点
	業務遂行能力	１０点
	富谷市への協働・伴走意識	１０点
企画提案内容（６０点）	ふるさと納税業務を軸とした総合的視点・実施方針（※必ず目標額の設定と達成に向けたロードマップ及び具体的な改善策等の提案を盛り込むこと）	２０点
	返礼品の開拓、開発、管理	１０点
	返礼品等の画像作成、寄附ページデザイン、情報収集（※必ず具体的な改善策等の提案を盛り込むこと）	１０点
	事業者支援（小規模事業者へのサポート体制）	１０点
	仕様書に示された業務内容に対する代替案・独自提案	１０点
合　計		１００点

（３）審査結果の通知

審査結果は、各応募者に対して文書で通知する。

※通知予定日：令和 8 年 12 月 25 日（金）発送及び電子メール等

二次審査

（１）選定方法

一次審査通過者（応募者が 6 者未満の場合は全応募者）を二次審査の対象とし、提出書類に記載された内容に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより、委員会において審査し、最高得点を得たものを優先交渉権者として選定する。

（２）応募者が１者となった場合

応募者が１者となった場合でも二次審査を実施するものとする。

（３）実施日

令和 9 年 1 月 12 日（火）

（４）時間配分

参加者ごとに 30 分間

①企画提案書等の説明・プレゼンテーション（20 分）

②質疑応答・ヒアリング（10 分）

（５）出席者

参加者ごとに 3 人以内とし、総括管理者及び実際に受託業務に従事する担当者が出席することが望ましい。

（６）その他

提案説明の際、プロジェクターの使用は可能。スクリーンは富谷市で用意する。

パソコン等は各参加者で準備すること。

（７）審査基準

①審査項目・配点

審査項目・審査基準の概要		配 点
業務実施体制（４０点）	会社概要・会社方針	１０点
	会社の事業実績	１０点
	業務遂行能力	１０点
	富谷市への協働・伴走意識	１０点
企画提案内容（１６０点）	ふるさと納税業務を軸とした総合的視点・実施方針 （※必ず目標額の設定と達成に向けたロードマップ及び具体的な改善策等の提案を盛り込むこと）	４５点
	返礼品の開拓、開発、管理	３０点
	返礼品等の画像作成、寄附ページデザイン、情報収集 （※必ず具体的な改善策等の提案を盛り込むこと）	２０点
	事業者支援 （小規模事業者へのサポート体制）	２０点
	仕様書に示された業務内容に対する代替案・独自提案	３０点
	見積金額	１５点
環境への配慮	地球環境や近隣環境への配慮がなされているか。	１０点
	合　計	２１０点

（８）審査結果の通知

審査結果は、各参加者に対して文書で通知する。またホームページにおいて公表する。

※通知予定日：令和９年１月 15 日（金）

１３ 契約の締結

（１）優先交渉権者との契約交渉

「１２ 一次審査及び二次審査の概要」により選定された優先交渉権者と契約締結の交渉を行う。

（２）契約内容の確定

優先交渉権者の選定後、市は提案内容を踏まえて契約内容を協議する。審査で評価した主要な提案事項は、履行可能性を確認した上で、契約書又は契約仕様書に明記する。

協議により提案内容を変更する場合は、変更理由と代替する履行内容を記録し、契約仕様書に反映する。

※この場合において、契約交渉が不調となった場合は、審査結果による得点順位の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

１４ 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合において、「１２ 一次審査及び二次審査の概要」により選定された優先交渉権者が無効となった場合は、審査結果による得点順位を順次繰り上げる。

（１）提出期限を過ぎて提出された場合

（２）同一の者が２つ以上の提出書類を提出した場合

（３）提出書類に虚偽の記載があった場合

（４）審査の公平性を害する行為があった場合

（５）「２ 業務概要、（５）」の委託料の見積り限度額を超えた場合

（６）応募資格の要件を満たさなくなった場合

（７）その他委員会が不適切と認めた場合

（８）仕様書６（１）の経費率の上限又は返礼品代金の上限を超えた場合